別紙２　　随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	１　契約の概要 令和８度中に必要な大垣警察署留置施設等において支給する、被留置者等の給食弁当を年間を通して単価契約により調達するもの。 ２　契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 給食弁当の価格は、一般的にその内容に左右されるものであり、価格による競争性は乏しい。特に被留置者等給食弁当は、被留置者の適正な処遇を確保するため、仕様書を満たす朝・昼・夕の３食を、年間を通して常時確実かつ安全に供給できることが重要である。 ３　選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 選定業者は、仕様を満たす朝・昼・夕の３食を日曜・祝祭日・年末年始に関係なく年間を通して必要数を、指定した時間までに納入ができる。更に、警察署から近い場所に所在し、短時間での配送や急な数量変更に対応できる業者であり、これまで上記対応に応じて来た実績のある業者である。

備考　この様式により難いときは、 必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

契約相手名称	給食弁当区分		
	朝食	昼食	夕食
■■■■■■■■■■	４６１円	４６１円	４６１円